

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画

第 1 基本方針

市及びその他の防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、住み続けられるまちづくり（SDGs11）を踏まえて、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、被災時における性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（L G B T等）の視点を考慮した支援体制の整備を図る。

第 2 防災知識の普及

【危機管理課】

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関等は、その所掌する防災業務に関する事項について、防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ① 防災対策関連法令
 - ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ③ 災害に関する基礎知識
 - ④ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - ⑤ 市民に対する防災知識の普及方法
 - ⑥ 災害時における業務分担の確認

3 市民に対する防災知識の普及

- (1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、市民が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 防災関係機関等は、市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、

防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底に努める。

- ① 広報誌、ホームページの活用
 - ② 講演会等の開催
 - ③ 自主防災活動に対する指導
 - ④ 防災関係資料の作成、配布
 - ⑤ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
 - ⑦ 起震車等による災害の擬似体験
 - ⑧ 日頃からの地域における話し合い
 - ⑨ 学校等における防災教育
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ① 災害に関する基礎知識
 - ② 過去における主な災害事例、東日本大震災における教訓
 - ③ 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - ④ 自主防災組織等の活動に対する理解と協力
 - ⑤ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
 - ⑥ 早期避難の重要性及び、災害時における心得、避難方法
 - ア 普段の生活場所での避難指示等の受信方法を確認する。
 - イ 普段の生活場所での危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - ウ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑦ 平常時における心得
 - ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - イ いざというときの対処方法を検討する。
 - ウ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - エ 愛玩動物との同行・同伴避難や指定避難所（グリーピア三陸みやこ等）での飼養の方法を決めておく。
 - オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - カ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
 - ⑧ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - ⑨ 心肺蘇生法、止血法等の応急処置
 - ⑩ 災害危険箇所に関する知識

- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- (5) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベルにより提供することについて、市民が情報の意味を直感的に理解できるよう周知を図る。
- (6) 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- (2) 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

5 防災学習教育旅行等の促進

市は、過去の災害の教訓を全国・次世代に伝承するため、宮古市観光文化交流協会等が行う、津波遺産を活用した防災学習教育旅行等の誘致を促進する。

6 防災文化の継承

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 市及びその他の防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

7 国際的な情報発信

市及びその他の防災関係機関は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

8 防災と福祉の連携

市は、防災及び福祉の関係機関との連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

9 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第 3 宮古市総合防災ハザードマップの更新

【危機管理課】

1 宮古市総合防災ハザードマップの更新

市は、次の事項をまとめた「宮古市総合防災ハザードマップ」を、平成 30 年 3 月に更新した。

また、内閣府が令和 2 年 9 月に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく「宮古市総合防災ハザードマップ（被害予測地図）暫定版」を令和 4 年 2 月に作成した。

(1) 津波

① 「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」（平成 16 年 12 月）に基づく、津波で想定される浸水区域

② 「東日本大震災津波詳細地図（日本情報地質学会）」による津波浸水範囲

③ 内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく、浸水区域

(2) 洪水

① 閉伊川、八木沢川、津軽石川については、岩手県による浸水予想シミュレーションに基づく洪水浸水範囲及び深さ

② その他の河川については、岩手県の河川計画資料を参考に、宮古市独自にシミュレーションを行った結果

(3) 土砂

① 岩手県が作成した「土砂災害警戒区域等指定図」、「土砂災害基礎調査結果公表図」、「土砂災害危険箇所図」

(4) 宮古市総合防災ハザードマップの修正

県は、上記の各事項における最新の浸水想定等を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。

市は、県からの通知を受け、「宮古市総合防災ハザードマップ」の修正を行う。

2 周知及び活用

市は、「宮古市総合防災ハザードマップ」を活用し、市民に対する避難対象地域や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

市民は、日頃から自宅の最寄りの避難場所（高台）や避難所（施設）、そこまでの経路について家族や地域で確認し、災害時に適切な行動がとれるよう本ハザードマップを活用する。

第2節 消防団の強化・地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の強化を図る。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、「自分達の地域は、自分達で守る」という、市民の自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織及び婦人防火クラブの育成、強化を図る。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から宮古市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、宮古市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 消防団の強化

【消防対策課】

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団を強化し、その育成を図るため、地域住民及び企業等の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- 1 消防団の施設・設備の充実強化
- 2 消防団員の教育訓練の充実強化
- 3 競技会、行事等の開催
- 4 青年層・女性層の消防団への入団の促進
- 5 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請
- 6 停電時・災害時でも確実に動作可能な水門の遠隔遮断機能の整備等による消防団員の災害時安全確保対策
- 7 消防団活動マニュアル等による、津波に対する退避基準の明確化
- 8 自主防災組織等との連携・協働
- 9 消防団活動の市民への周知

第3 自主防災組織等の育成強化

【危機管理課】

1 自主防災組織の結成促進及び育成

- (1) 市は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を説明会の開催、ホームページでの広報等により促進し、その育成に努める。
- (2) 市は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、地域福祉活動と地域防災活動とが連携した防災福祉コミュニティの検討を行う。

- (3) 市は、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の市民防災リーダーの育成に努める。
- (4) 市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。
- (5) 市が実施する主な自主防災組織の支援は、次の通りとする。
 - ① 自主防災組織結成に関する説明会等の開催
 - ② 市民防災リーダー育成に関する研修会等の開催
 - ③ 防災資機材の配備
 - ④ 地域での防災訓練開催等
 - ⑤ 自主防災組織活動マニュアル作成に関する助言
 - ⑥ 自主防災組織の集会等の活動にかかる市有施設の提供
- (6) 市は、自主防災組織、町内会等に対するアンケート等を継続的に実施し、自主防災活動に係る地域のニーズの把握に努める。

2 自主防災組織の活動

市は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、新たに「自主防災組織活動マニュアル」を作成した。

マニュアルは、自主防災組織の役割と編成、平常時の活動、発災時の活動（津波編）から構成されており、各自主防災組織が独自の活動マニュアルを作る際の素材として活用できるように編集した。

今後、マニュアルを活用し、自主防災組織の活動の活性化、未結成地区での自主防災組織の結成の促進を図る。

【資料編 1-2-2-1：自主防災組織の現況】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【危機管理課】

- 1 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 2 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、当該地区の市と連携する。
- 3 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、宮古市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。
- 5 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

【資料編 1-2-2-2：地区防災計画一覧】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 防災訓練の実施

【各課】

1 実施方法

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、毎年1回以上、関係防災機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施する。
- (2) 市は、訓練結果の事後評価を通して防災対策上の課題を明らかにし、その改善に努める。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。
 - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - ② 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

① 通信情報連絡訓練	⑦ 水防訓練	⑬ 交通規制訓練
② 職員非常召集訓練	⑧ 救出・救助訓練	⑭ 避難所運営訓練
③ 自衛隊災害派遣要請訓練	⑨ 医療救護訓練	
④ 避難訓練	⑩ 施設復旧訓練	
⑤ 消防訓練	⑪ 流出油等対策訓練	
⑥ 地震・津波対策訓練	⑫ 緊急物資輸送訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(2) 市民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NP0・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかける。市民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図り、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、市民の積極的な参加を得て実施する。

(3) 広域的な訓練の実施

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(4) 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

(5) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を地域の自治会・町内会・自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(6) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より現実的な災害想定を行う。

(7) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の現実的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

(8) 訓練災害対策本部の設置

訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

(9) 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

3 各訓練項目において留意すべき事項

(1) 通信情報連絡訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政無線、衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。

(2) 職員非常招集訓練

災害により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

(3) 消防訓練

災害により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等を用いた消火訓練を実施すること。

(4) 避難訓練

洪水や土砂災害等が発生した場合を想定し、市民の避難訓練を実施すること。

(5) 救出・救助訓練

災害により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

(6) 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、火災、水害等の災害から市民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- 4 避難対策を行う者は、いつでも円滑に行動できるよう日常の体制整備に努める。
- 5 市民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、日常から災害に対する備えに努める。
- 6 市は、地震・津波に対する避難対策を実施し、基本的にこれを準用して、風水害等に対する避難計画等を整備する。

第2 避難計画の作成

【危機管理課、各施設管理者】

1 市の避難計画

- (1) 市は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした「宮古市避難計画」を作成するものとする。

①	高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法																		
②	避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口																		
③	避難場所等への経路及び誘導方法																		
④	避難所等の管理 <table border="1"> <tr><td>ア</td><td>管理責任者</td></tr> <tr><td>イ</td><td>管理運営体制</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>職員の動員体制及び運営スタッフの確保</td></tr> <tr><td>エ</td><td>災害対策本部及び各避難所等との連絡手段</td></tr> <tr><td>オ</td><td>食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法</td></tr> <tr><td>カ</td><td>電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法</td></tr> <tr><td>キ</td><td>医療機関との連携方法</td></tr> <tr><td>ク</td><td>避難所の秩序維持</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>避難者に対する災害情報の伝達</td></tr> </table>	ア	管理責任者	イ	管理運営体制	ウ	職員の動員体制及び運営スタッフの確保	エ	災害対策本部及び各避難所等との連絡手段	オ	食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法	カ	電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法	キ	医療機関との連携方法	ク	避難所の秩序維持	ケ	避難者に対する災害情報の伝達
ア	管理責任者																		
イ	管理運営体制																		
ウ	職員の動員体制及び運営スタッフの確保																		
エ	災害対策本部及び各避難所等との連絡手段																		
オ	食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法																		
カ	電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法																		
キ	医療機関との連携方法																		
ク	避難所の秩序維持																		
ケ	避難者に対する災害情報の伝達																		

	コ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 サ 避難者に対する各種相談業務 シ 自主避難者に対する各避難所の随時解放体制
⑤ 避難者に対する 救援、救護措置	ア 給水 イ 給食 ウ 空調 エ 応急救護、衛生、こころのケア オ 生活必需品の支給 カ その他必要な措置
⑥ 避難行動要支援者 に対する救援措置	ア 情報の伝達 イ 避難の誘導及び避難の確認 ウ 避難所等における配慮 エ 平常時から関係機関による避難行動要支援者情報の収集、共有 オ 個別避難計画の策定 カ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 キ 避難場所から避難所への移送手段
⑦ 避難場所等の整備	ア 収容施設 イ 給食施設 ウ 給水施設 エ 情報伝達施設
⑧ 住民に対する広報	
⑨ 避難訓練	

- (2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (3) 避難計画策定に当たっては、危機管理課を中心に、福祉課、介護保険課等福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (4) 市は、「避難情報等に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するもの

とする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- (6) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。また、自転車、原動機付き自転車、自動二輪車については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (7) 避難時の道路の渋滞を緩和するため「津波避難駐車場の指定」などの方策を検討する。
- (8) 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとして平成30年度に「避難情報等の発令基準及び災害時行動計画」を策定したが、その見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (9) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (10) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (11) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (12) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当た

っては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。なお、各施設に共通する事項は次のとおりである。

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 市は、洪水浸水想定区域の指定、雨水出水浸水想定区域の指定又は高潮浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、市長が行う避難訓練の実施に関する事項、及び浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等について定める。
 - ① 主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設
 - ② 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設であって、所有者又は管理者から申し出があった施設
- (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。
- (5) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成

し、当該計画に基づく訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは市長に報告するものとする。

- (6) 学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めるとともに、登下校中の児童、生徒を一時的に保護するため津波シェルター等の確保に努める。

また、児童、生徒を保護者に引き渡す際の、安全を確認する条件、方法を定める。なお、保護者への児童、生徒の引き渡しは、引渡し先の安全を確認できた後に行うことを基本とする。

- (7) 保育所、児童館等においては、学校に準じた対応を行う。
- (8) 病院等においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。また、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を実施する。
- (9) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (10) 海岸近くにある施設の管理者は、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する。

また、伝達するために必要な措置を実施する。

- (11) 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所の管理者は、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

3 広域避難及び広域一時滞在

- (1) 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- (2) 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

- (3) 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

〔資料編 1-3-15-1：避難情報等の発令基準及び災害時行動計画〕

第3 避難場所等の整備等

【危機管理課】

1 避難場所等の整備

市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定する。

さらに、市内の社会福祉施設と協議の上で協定締結等を行い、福祉避難所の指定を推進する。

避難場所 (高台)	① 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 ② 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。 ③ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 ④ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。 ⑤ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等の横断を要さない場所であること。 ⑥ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。
避難所	① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 ⑥ トイレ機能を確保できるものであること。 ⑦ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 ⑧ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの

	⑨ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女の双方の視点等に配慮すること。
--	---

- (1) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (2) 市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (4) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- (5) 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (6) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (7) 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (8) 市は、避難場所等を指定する際に併せて広域避難等の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。
- (9) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

2 避難道路等の選定及び整備

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに、「宮古市東日本大震災復興計画」や「地区別まちづくり計画」等を踏まえた安全な避難行動に資する避難道路及び避難誘導標識の整備に努める。

避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (3) 津波、浸水等の危険のない道路であること。
- (4) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
- (5) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

市は、次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図る。

- (1) 各種情報を確実に住民へ伝達する手段の確保
- (2) 避難場所等と市災害対策本部との双方向の通信機材の配備
- (3) 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- (4) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- (5) 避難場所等における簡易トイレ(組立て式)、照明(太陽光発電等)、東屋等の整備
- (6) 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- (7) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- (8) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (9) 高齢者、障がい者等の要配慮者の受入に配慮した、バリアフリー化等の環境の整備
- (10) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した環境の整備
- (11) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備
- (12) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

【資料編 1-2-4-1：津波避難ビル一覧】

【資料編 1-3-15-2：避難場所及び避難所】

第4 避難所の運営体制等の整備

【危機管理課】

市は、指定避難所を円滑に設置し運営するために作成した「避難所開設・運営マニュアル」の内容について、訓練を通じて住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第5 避難行動要支援者の名簿

【福祉課】

- 1 市は、避難について特に支援が必要な市民(避難行動要支援者)の把握に努め、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支

援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、適宜これを更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者名簿の記載事項は原則として次のとおりとする。

- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- 2 避難行動要支援者名簿の掲載者の範囲は、高齢者又は障がい者等であつて、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、自ら避難することが困難であり、その円滑な避難の確保を図るために特に支援を要すると市が認めた者とする。
- 3 避難行動要支援者名簿は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）に基づき、作成し活用するものとする。
- 4 市は、避難支援等の実施に必要な限度で消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例の定めによりあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。
- 5 市は、避難支援等の実施に携わる関係者に対し、迅速な避難と安全確保のため、研修、訓練などを実施する。

第6 避難に関する広報

【危機管理課】

市は、市民が早期避難の重要性を認識し、的確な避難行動をとることができるよう周知徹底を図る。このため、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌やパンフレット等の活用、講習会や避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行う。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

避難場所等に関する事項	① 災害種別に応じた避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の区分
-------------	---------------------------------------

	② 避難場所等への経路 ③ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	① 平常時における避難の心得 ② 避難指示等の用語の意味 ③ 避難指示等の伝達方法 ④ 避難の方法 ⑤ 避難後の心得
災害に関する事項	① 災害に関する基礎知識 ② 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

【危機管理課】

- 市は、災害時に市民が的確な避難行動をとることができるよう、避難訓練を実施する。併せて、市は、住民自らが避難経路や避難場所を実際に確認し、又は避難所の運営訓練や地域独自の避難訓練を実施するなど、自主防災意識の高揚につながるよう努める。
- 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民等が参加するよう配慮する。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 災害時に通信が長期間途絶する可能性を考慮し、通信設備に依存しない情報伝達、共有方法、通信が行えない場合でも自立的に活動できる活動体制やマニュアル等の整備を図る。
- 4 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 5 市及び電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・C A T Vケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

第2 市防災行政無線の整備

【危機管理課】

- 1 防災行政無線の多機能化による行政サービスの向上を図り、屋外拡声子局、戸別受信機等により聞こえにくい地域の解消を行う。なお、これらの整備に当たっては、非常電源設備の整備、聴覚障害者に対する文字放送可能な戸別受信機の整備等を検討し、その機能強化に努める。
- 2 防災行政無線、その他の通信施設に係る非常電源設備の整備、周辺施設の耐震化等に努める。

第3 通信施設の多重化

【危機管理課】

- 1 災害時における通信の多重化を図るため、東日本大震災時にも有効であった衛星携帯電話について、市役所及び各総合事務所に配備する。

- 2 避難所・拠点施設等の通信手段を確保するため、移動系防災行政無線機を配備する。併せて、多様な情報伝達手段を確保するため、緊急地震速報受信装置を配備する。
- 3 大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安署等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。
- 4 アマチュア無線を活用できるよう、アマチュア無線局との連携を進める。

第4 その他の通信施設

【財政課】

防災関係機関は、災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む）、コンピューター等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

第5 災害時優先電話の指定

【財政課】

市及びその他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

第6 通信運用マニュアルの作成等

【危機管理課】

- 1 市及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- 2 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関との間の衛星携帯電話を含む電話番号情報の共有に努める。
- 3 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。
- 4 市は、通信設備に依存しない伝達、共有方法を検討し、通信が行えない場合でも自立的に活動できる活動マニュアルの整備や、通信の途絶を前提とした防災訓練等を実施し、通信の途絶に備えた体制整備を図る。

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国・県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

- 1 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、個別避難計画を策定する。

個別避難計画の作成に関しては、その記載内容、利用範囲等において、個人情報の保護に配慮する。

- 2 自主防災組織等は、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力し、円滑な情報伝達・避難支援等のため、避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりに取り組む。市は、地域福祉マップづくりに関する情報の提供等、必要な支援を行うものとする。

地域福祉マップの作成に関しては、その掲載内容、利用範囲等において、個人情報の保護に配慮する。

- 3 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- 4 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- 5 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁

舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- 6 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- 7 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- 8 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3 災害情報等の伝達体制の整備

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

- 1 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 2 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 3 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、個別避難計画等を基に情報伝達を実施する。
- 4 市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- 5 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- 6 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

- 7 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第4 避難誘導

【各課】

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

市は、自力での避難が困難な避難行動要支援者に対して、津波等の浸水の危険性が少ない地域への住まいの移転等、災害時に避難を要しない対策の実施を促進する。

市は、地域において要配慮者の避難等を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら、避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

第5 避難生活

【各課】

- 1 市は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- 2 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努め、早期の仮設が困難な設備については、事前整備を図る。
- 3 一般の避難所では収容困難な、要配慮者に対応するため、市は、市内の社会福祉施設と協議の上で協定締結等を行い、福祉避難所の指定を推進する。

第6 社会福祉施設等の安全確保対策

【各施設管理者】

- 1 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- 2 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

第7 外国人の安全確保対策

【危機管理課】

1 防災教育、防災訓練の実施

市は、県及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。なお、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

2 避難計画

市は、避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や一時的にイーストピアみやこ（市民交流センター等）に避難するなど、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

3 情報伝達及び案内標示板等の整備

市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等により、わかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 情報の提供

市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

5 ボランティアの育成等

市は、県及び国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

また、県及び市町村は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

6 生活相談

市は、県及び国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

[資料編 1-3-15-2：避難誘導担当区域表]

第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行う。
- 2 市民及び事業所における物資の備蓄の促進を図る。
- 3 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 備蓄目標

【危機管理課】

1 宮古市

(1) 食料

食料については、東日本大震災時の避難の実態等を踏まえ、想定する避難者数を7,200人程度とし、想定避難者数の3日分に相当する64,800食を備蓄目標とする。

(2) 飲料水

飲料水については、想定避難者数1人あたり1日3リットルの3日分に相当する64,800リットルを備蓄目標とする。

(3) 毛布及び生活必需品

避難所における必要物資については、就寝、防寒等に不可欠な毛布について、想定避難者数1人あたり2枚、14,400枚を備蓄目標として定め、その他生活必需品の備蓄を、避難所の特性に応じて推進する。

(4) 備蓄場所

食料・生活必需品等の備蓄場所は、各避難所における分散配置とし、防災倉庫の設置等、備蓄場所の確保に努める。

2 市民

市民は、各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

3 事業所

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第3 備蓄計画

【各課、各総合事務所】

1 避難所における食料、飲料水、毛布

備蓄目標を維持するため、計画的に消費期限等に配慮した備蓄品の管理を行う。不足分については、他の自治体や業者等と災害時の食料・物資の供給協定を締結するなど、関係業者・団体等の協力を得られる体制を整備するものとする。

2 避難所におけるその他物資の備蓄

避難所等における備蓄を行う物資の品目は、ストーブ、発動発電機、カセットコンロ、懐中電灯、ラジオ、電池、ろうそく等の全ての避難者に共通して必要となる品目とする。これに加え、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切り、子供用・大人用おむつや下着類、洋式トイレ、空調機器など、性別によるニーズの違いや、乳幼児や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人及び妊産婦、性的マイノリティ（LGBT等）等の要配慮者及び女性の多様なニーズに配慮した物資等の備蓄を図る。

3 燃料

東日本大震災時にも災害対応上の課題となった燃料については、全ての発動発電機を最低1日稼働できる分は備蓄するとともに、事業者等の協力を得られる体制を整備する。

市有車両については、各車両の給油を可能な限りこまめに行い、いつ起こるか分からない災害の発生に備えるものとする。

4 市民等による備蓄の促進

市は、市民、自主防災組織を中心とする地域及び事業所に対し、広報誌、ホームページ、防災訓練等、あらゆる機会を通じて食料等の備蓄実施を促進する。

第8節 孤立化対策計画

第1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から、災害時に孤立が想定される地域をあらかじめカルテ化（災害時孤立化地域カルテ）し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定地域への対策の推進

【危機管理課】

1 通信手段の確保

- (1) 市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、日頃の機器の使用や訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 市は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市はその方法をあらかじめ周知する。
〔県統一合図〕

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）② 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）③ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合） |
|---|

- (3) 市は、孤立のおそれがある場合に、支所による確認や地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 救出方法の確認

- (1) 市は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。
- (2) 地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

3 備蓄の奨励

- (1) 市は、孤立のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。
- (2) 備蓄にあたっては、集落単位で進めることとし、水、食料等の生活物資、非常用電源、簡易トイレ等の配備を図る。また、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

4 防災体制の強化

市は、市民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

[資料編 1-3-7-2：ヘリポートの現状(世界測地系)]

第9節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災拠点施設等の整備

【危機管理課】

(1) 対策活動施設

市は、災害時における災害応急対策活動の実施のため、次の機能の強化を図ることとし、そのための整備を図る。

- ① 災害応急対策活動における中枢機能
- ② 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
- ③ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- ④ 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- ⑤ 人員、物資等の輸送、集積機能
- ⑥ 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- ⑦ 災害対策用資機材の備蓄機能
- ⑧ 被災住民の避難・収容機能
- ⑨ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能
- ⑩ 道の駅、グリーンピア三陸みやこ、リバーパークにいさと等を防災拠点として位置付け、所要の強化を図る。

(2) その他公共施設

- ① 市は、避難路、避難地（公園、緑地、道路、防災空地などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等を推進する。
- ② 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、不特定多数の者を収容する重要施設等の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等を推進する。

第3 消防施設の整備

【消防対策課】

- 1 市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

- 2 市は、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第4 災害対策用資機材等の整備

【各課】

市は、大規模な災害における災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

〔資料編 1-2-9-1：消防力の現況〕

〔資料編 1-2-9-2：林野火災消火機（器）材備付状況〕

第10節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、市街地の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

【建築住宅課、都市計画課】

1 準防火地域の指定

市街地の建築物の状況を考慮し、用途地域見直しの際には、実体に即した地域指定を進める。

2 公営住宅の不燃化推進

- (1) 市営住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- (2) 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

3 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での指導を強化し、民間住宅の不燃化を促進する。

第3 防災空間の確保

【都市計画課】

1 緑の基本計画

市街地における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画に従って、緑地の配置計画や都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

市街地における大規模火災に対する安全を確保するため、防災空間としての都市機能設備をもった都市公園の整備を推進する。

第4 市街地再開発事業等による都市整備

【担当部署】

1 市街地再開発

市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発の推進を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、がけ地近接等危険災害住宅移転事業の推進に協力する。

3 土地区画整理事業

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第5 建築物の安全確保

【企画課、建築住宅課】

- 1 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、春季と秋季に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、市民に対する情報提供を行う。
- 2 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導に協力する。
- 3 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能の確保に係る指導に協力する。
- 4 防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るため、関係者に対する指導に協力する。また、建物等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。
- 5 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第6 宅地の安全確保

【都市計画課】

宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成工事規制区域及び災害危険区域における安全確保の促進を図る。

第7 防火対策の推進

【消防対策課】

- 1 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 2 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに市民に対する防火思想及び防火意識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を図る。

第8 文化財の災害予防対策

【文化課】

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	① 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を推進する。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	① 自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器等の設備拡充を推進する。 ② 搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を推進する。
史跡、名勝、天然記念物	① 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を推進する。 ② 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、災害予防措置を講じる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。

(2) 災害時における文化財の搬出に万全を期すため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ① 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- ② 文化財の避難場所を定める。
- ③ 搬出用具を準備する。

第11節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

道路施設、鉄道施設、港湾施設及び漁港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

【建設課、道路管理者】

1 道路の整備

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、のり面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
 - ① 道路隣接のり面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路のり面、盛土欠落危険調査を実施する。
 - ② 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- (2) 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

2 トンネルの整備

市及びその他の防災関係機関は、災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) トンネルの耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強等対策工事が必要とされた箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

3 障害物除去用資機材の整備

市及びその他の防災関係機関は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

(1) 災害応急対策活動施設

市は、災害時における災害応急対策活動の実施のため、次の機能の強化を図ることとし、そのための整備を図る。

- ① 災害応急対策活動における中枢機能
- ② 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
- ③ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- ④ 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- ⑤ 人員、物資等の輸送、集積機能
- ⑥ 災害対策用資機材の備蓄機能
- ⑦ 被災住民の避難・収容機能
- ⑧ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能
- ⑨ 道の駅、グリーンピア三陸みやこ、リバーパークにいさと等を防災拠点として位置付け、所要の強化を図る。

(2) その他公共施設

市及びその他の防災関係機関は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、漁港施設等の公共土木施設について、耐震性及び耐浪性の確保に努める。

第3 鉄道施設

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、県計画に定めるところにより、鉄道施設の耐震性の向上等を図る。

第4 港湾施設、漁港施設

【港湾施設、漁港施設管理者】

港湾施設、漁港施設管理者は、県計画に定めるところにより、港湾施設、漁港施設の耐震性及び耐浪性の向上等を図る。

第12節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

【電気事業者】

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発 電 設 備		① 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。 ② 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の個所の点検、整備を実施する。 ア ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 イ 導水路と溪流との交地点及びその周辺地形との関係 ウ 護岸、水制工、山留壁、水位計
送 電 設 備	架空電線路	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所へのルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変 電 設 備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（または減災対策）を計画、実施する。

(2) 風害対策

各 設 備 共 通	① 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 ② 既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
-----------	--

(3) 雪害対策

変 電 設 備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
送 電 設 備	① 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。

	② 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配 電 設 備	① 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 ② 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送 電 設 備	① 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ② 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ③ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の防止又は拡大防止に努める。
変 電 設 備	① 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 ② 重要系統の保護継電装置を強化する。
配 電 設 備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生するおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- (2) 自家用需要家を除く需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画（車両、船艇、ヘリコプター等）
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材及び輸送の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

第3 ガス施設

【ガス事業者】

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 LPガス施設の整備

貯 蔵 所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容 器 置 場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容 器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安 全 器 具	① 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ② 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ③ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

【上下水道部施設課】

1 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- ① 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- ② 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- ③ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

市及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ水器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下 水 管 渠	① 下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ② マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ③ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	① ポンプ場、終末処理場は、非常発電設備を整備する。 なお、津波が想定される地域に存する場合は機械・電気設備を想定津波浸水深を超える階高フロアに設置（移設）する。 ② 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。 ③ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。

第5 通信施設

【電気通信事業者、放送事業者】

1 電気通信設備

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

- ① 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- ア 大雨、洪水、高潮、津波等の恐れのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
- イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- ② 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

- ① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- ② 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

- ① 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置	オ 移動電源車及び可搬型発電機
イ 可搬型衛星地球局	カ 応急ケーブル
ウ 可搬型無線機	キ 電気通信設備等の防災用機材
エ 移動基地局及び臨時基地局	(消火器、土のう等)

(4) 災害対策用資機材の確保等

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
- ② 災害対策用資機材の設置場所について、市と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の整備

- ① 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- ② 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- ③ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- ④ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第13節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

【消防対策課、保管施設管理者】

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- (1) 消防機関は、許可及び立入検査等を県の指導助言を受けながら実施し、危険物の流出防止等、災害防止に努める。
- (2) 消防機関は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- (3) 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。
 - ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
 - ② 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
 - ③ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
 - ④ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

- (1) 沈下測定の実施
危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。
- (2) 不等沈下の著しいタンクの措置
 - ① 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

- ② 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【保管施設責任者】

保管施設責任者は、県等の指導に基づき、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制等の強化を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安の確保に万全を期する。
- (2) 定期的な自主検査の完全実施及び責任体制の確立を図る。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

【保管施設責任者】

保管施設責任者は、県の監視指導に基づき、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の災害予防対策を講じる。

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設備基準への適合

第5 放射線災害予防対策

【保管施設責任者】

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第14節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 水害を予防するため、県及び市は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修を促進するとともに、水防用資器材の整備を促進する。
- 2 風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 3 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 4 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 5 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

第3 予防対策

【危機管理課、消防対策課、建設課】

- 1 水害発生危険箇所の調査把握及び周知
 - (1) 水防管理者は、台風や集中豪雨等により水害の発生が予想される箇所の調査を実施する。

- (2) 水防管理者は、危険箇所及び危険箇所に見合った水防工法等について、水防関係機関にあらかじめ周知を図る。

2 河川等の改修

- (1) 県管理の河川については、未改修河川の早期改修を促進する。
- (2) 市管理の河川、排水路については、緊急度の高い箇所から改修に努める。

3 水防用資器材の整備

水防管理者は、危険箇所の水防工法に適した工法用資器材の備蓄に努めるものとし、その資器材を運搬するために必要な車両の確保について、あらかじめ計画しておく。

4 施設の管理

- (1) 水防管理者は、毎年定期的に水防施設の巡視点検を行う。
- (2) 水防のため市が設置し、又は管理の委託を受けている水門等の操作連絡経路図は、資料（2-2-1 4-8）のとおりである。

第4 浸水想定区域

【危機管理課】

1 浸水想定区域の公表及び周知

- (1) 河川管理者は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、市に通知する。
- (2) 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定情報を提供するよう努める。
- (3) 水防管理者は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- (4) 市は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (5) 市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する

る事項その他円滑かつ速な避難の確保を図るために必要な事項等を定める。

- (6) 市は、定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- (7) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、洪水時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、その施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法・伝達経路、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を定める。

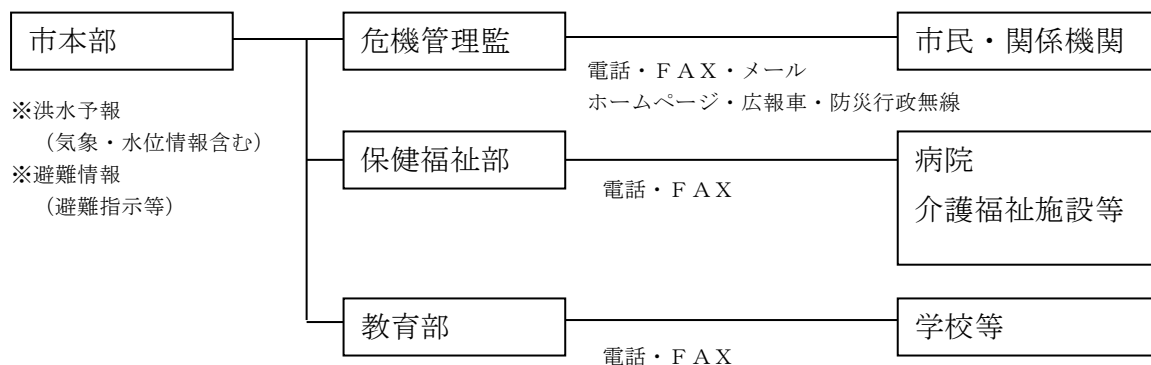
市は、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

(1) 主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設

浸水想定区域において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は資料編（2-2-1 4-1 2）のとおりである。

(2) 洪水予報等の伝達方法・伝達経路

市は、住民・関係機関並びに(1)に規定された施設に対する洪水予報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。



(3) 洪水予報等の伝達方法・伝達経路

浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合、当該浸水想定区域の住民等を資料編（2-2-1 4-1 2）の避難所に避難させる。

(4) 住民等に対する周知

市は、本計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設の名称及び所在地等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

(5) 関係者間の密接な連携体制の構築

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を参考とするなどし、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

〔資料編 2-2-14-1：重要水こう門の操作連絡経由図〕

〔資料編 2-2-14-2：閉伊川・津軽石川浸水想定区域要援護者施設
及び避難所の指定状況〕

第15節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

【各防災関係機関】

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実 施 機 関	調 査 対 象
市	① 地域内の住家に危険を及ぼすもの ② 市道に危険を及ぼすもの
県	① 知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの ② 人家5戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ③ 製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの ④ 民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県警察本部	各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
東北地方整備局 (三陸国道事務所)	国が直接管理する一般国道等に危険を及ぼすもの
岩手労働局	事業場における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 三陸鉄道(株)	鉄道に危険を及ぼすもの

2 雪崩防止施設等の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵、スノーシェッド等の整備を進める。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

第3 道路交通の確保

【各防災関係機関】

1 除雪対策

(1) 各実施機関は、国道、県道、市道等の主要路線の交通を確保するため、次により、市民生活上重要な路線の除雪を優先して行う。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

実 施 機 関	調 査 対 象
国土交通省	国直轄管理の一般国道等
県	県管理の一般国道、主要地方道及び一般県道
市	市道（積雪量がおおむね 10cm 以上の場合）

- (2) 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検、除雪要員の確保を図る。
- (3) 各実施機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下、本節中「集中的な大雪」という。)時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。
- (4) 集中的な大雪に対しては、各実施機関は道路ネットワーク全体として通行止めの最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (5) 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各実施機関は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (6) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (7) 道路管理者は、過去の車両の立往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- (8) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- (9) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。
- (10) 道路管理者は、降雪予測から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止

柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を推進する。

- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

3 その他の対策

- (1) 排雪作業は、国、県が行う排雪作業に合わせて、近接する市道について行う。

第4 鉄道交通の確保

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、県計画に定めるところにより、雪害対策の万全を期す。

第5 雪害予防の普及啓発

【危機管理課、運送事業者】

- 1 運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- 2 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。
- 3 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努める。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

第16節 高潮、波浪災害予防計画

第1 基本方針

津波等の災害を防除するため、水門等の維持管理に努めるとともに、防潮施設の整備を促進する。

第2 予防対策

【危機管理課、消防対策課、建設課、水産課、農林課】

1 河川・海岸施設の管理

- (1) 水門等の維持管理は、海岸水門管理要綱等により原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は市が委託を受けて実施する。なお、市は、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。設置者は、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、水門等の操作員の安全確保及び、水門等閉鎖時間の短縮のため、水門等の電動化・遠隔化を促進する。また、水門等の仕様は、停電等で電源確保ができない場合でも稼働できるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。
- (3) 設置者は、円滑な操作のため照明設備を設けるとともに、長時間閉鎖にともなって滞水することのないような構造とするよう努める。

2 防災施設の整備

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強、漂流物の防除等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸管理者は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を推進する。
- (3) 市及び防災関係機関は、避難誘導標識及び避難地案内板の設置に当たっては、容易に確認できるよう配慮する。
- (4) 市及び防災関係機関は、津波等による海面変動を迅速に把握するため、津波監視施設（潮位観測装置）の整備に努める。
- (5) 市及び防災関係機関は、急傾斜地の崩壊防止工事の施行に当たっては、緊急時に避難できるよう配慮する。
- (6) 市及び防災関係機関は、緊急地震速報伝達体制を整備するとともに、道路通行中の車両への緊急情報を迅速に伝達するための多様な伝達手段を検討する。

第3 高潮浸水想定区域の指定等

【危機管理課、消防対策課、建設課、水産課、農林課】

- 1 市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、高潮浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 2 市は、定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

〔資料編 1-2-14-1：海岸防潮堤防設置箇所〕

〔資料編 1-2-14-2：河川水門管理要綱〕

〔資料編 1-2-14-3：海岸水門管理要綱〕

第17節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を最小限に防止するため、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備する。

第2 土砂災害発生危険箇所の現況

【建設課、危機管理課】

土砂災害発生危険箇所の現況は、次のとおりである。

種 別	危険箇所数	備 考
土砂災害警戒区域 (急傾斜)	6 6 8 箇所	指定区域数 4 1
土砂災害警戒区域 (土石流)	6 1 3 箇所	
山地災害危険地区	4 0 9 箇所	地すべり危険箇所を除く

第3 災害予防対策

【建設課、危機管理課】

- 1 豪雨及び地震等により、地すべり又は山崩れの発生が予想される箇所を調査し、現況の把握に努める。
- 2 地域住民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

第4 土砂災害防止対策の推進

【建設課、危機管理課】

- 1 県及び市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 2 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に当該計画区域ごとに次の事項について定める。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する

おそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(5) 救助に関する事項

(6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

[資料編 2-2-17-1:土砂災害警戒区域への土砂災害情報の伝達手段等]

[資料編 2-2-17-2:土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設]

第5 土砂災害警戒情報の発表

【建設課、危機管理課】

1 目的及び発表機関

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市本部長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内のすべての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)の発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1Kmメッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と盛岡地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

4 利用にあたっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に

基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。

- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 市本部長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令を検討すること。

5 情報の伝達体制

- (1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて住民に周知する。
- (2) 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

6 避難指示等のための情報提供

- (1) 県は、補足情報として危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	—

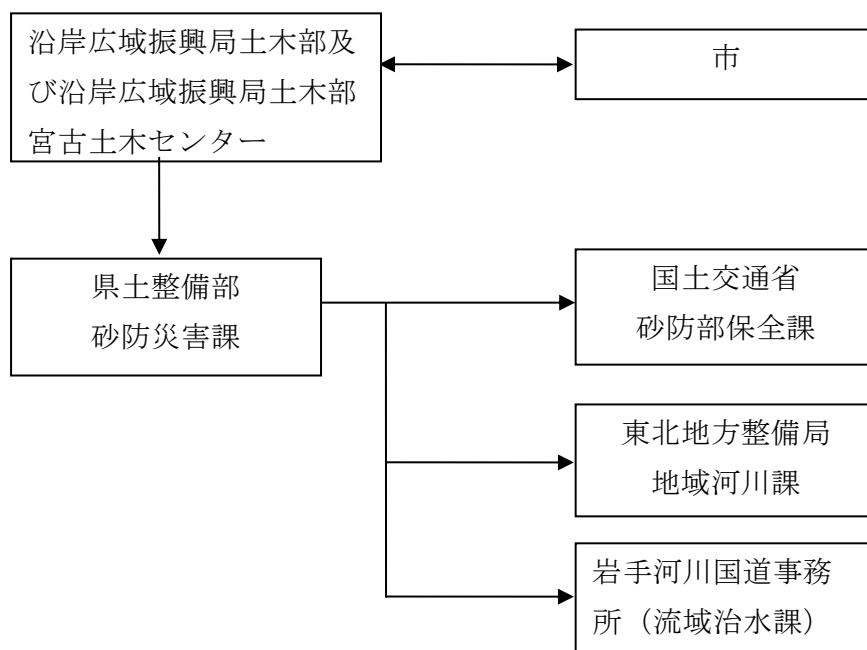
- ※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1Kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。
- ※ 「災害切迫」(黒)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第6 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

【建設課、危機管理課】

- 1 県及び市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には、被害状況に早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統



第18節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

【消防対策課、各課】

1 火災予防の徹底

- (1) 市及び消防機関は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 市及び消防機関は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、市民に対し、初期消火に必要な消火資器材、住宅用防災機器（火災警報器）、
消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
家 庭	① すべての市民が参加できるよう全地区を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ② 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 ア 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 イ 火気使用設備の取扱方法 ウ 消火器の設置及び取扱方法 エ 耐震自動消火装置付石油ストーブの点検履行 ③ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導体制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、火災時において、消防機関の活動とともに、市民が自主的に初期消火活動等行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

- (1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と併せ、市民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

① 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

② 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小・中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

(1) 市及び消防機関は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。

(2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

市及び消防機関は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- ① 防火管理者の選任
- ② 消防計画の作成
- ③ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- ④ 消防用設備等の点検整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱方法
- ⑥ 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

① 消防機関は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

② 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

③ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

市は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、県が実施する製造施設等への安全管理指導に対し協力する。

(3) 化学薬品

市は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転落落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

【消防対策課】

市は、大地震火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助のもとに、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期すため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災 害 警 防 計 画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火 災 警 防 計 画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建築物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- (1) 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、分署等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- (2) 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

① 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

② 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

③ 救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

〔資料編 1-2-9-2：林野火災消火機（器）材備付状況〕

〔資料編 1-3-7-2：ヘリポートの現況（世界測地系）〕

第19節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野火災防止対策の推進

【各防災関係機関】

1 林野火災予防思想の普及、徹底

- (1) 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項

を重点的に、予防運動を実施する。

- ① 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- ② 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
- ③ たき火、たばこの完全消火
- ④ 車からのたばこの投げ捨て禁止
- ⑤ 火入れの許可遵守
- ⑥ 子供の火あそびの禁止

- (2) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、

地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- ① 登山口、市庁舎、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
- ② テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止
広報
- ③ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報

2 予防及び初期消火体制の整備

- (1) 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- (2) 防火帯等を設置する。

3 組織の強化

- (1) 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- (2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

4 各関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	① 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	① 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 ② 航空機及び広報車による巡回広報 ③ 横断幕、ポスター、標板等の配布 ④ 林務関係職員によるパトロールの実施
市町村	① 林野火災防止に関する打合せ会の開催 ② 県の広報活動に対する協力及び市町村広報活動と、防火思想の周知徹底 ③ 林野火災予防組織の育成強化 ④ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 ⑤ 火災警報等発令時の巡視強化 ⑥ 初期消火資機材の整備 ⑦ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	① 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 ② たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	① 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 ② 職員によるパトロールの実施 ③ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 ④ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	① 火入れの許可・指示事項の遵守 ② 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ③ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 ④ 入山者に対する防火思想の普及啓発 ⑤ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 ⑥ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 ⑦ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ⑧ 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	① 火入れの許可・指示事項の遵守 ② 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ③ 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	① 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 ② 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第20節 農畜産物関係の気象災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

【農林課】

1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	① 耐冷性品種の育成普及 ② 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ③ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 ④ 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	① 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 ② 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ③ 野菜のビニール栽培における保温資材の活用
水・雨害防止対策	① 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 ② 長雨、過湿により発生しやすい疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	① 水源（ダム、水利施設）の確保 ② 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ③ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	① 防風林、防風垣の設置 ② 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ③ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等）、主枝結束の徹底（わい化栽培） ④ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	① 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） ② 消雪の促進 ③ 牛乳、飼料等の輸送経路の確保 ④ 樹園地の枝折れ、野ねずみ、野うさぎ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等） ⑤ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 ⑥ 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

2 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう予防対策を講じる。

- ① 生鮮食品の輸送力の確保
- ② 異常気象による病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ③ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- ④ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- ⑤ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第21節 海上災害予防計画

第1 基本方針

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）災害の発生及び拡大を防止する

ため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 船舶の安全指導等

【宮古海上保安署】

宮古海上保安署は船舶に対する安全指導並びに津波、高潮等に関する警報及び航路障害物の発生等の周知を行う。

第3 防除体制の強化

【各防災関係機関】

宮古海上保安署、市及び関係機関は、船舶又は油槽所等の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸排出油等防除協議会等を通じて相互連携を図りながら、防除体制の強化整備を図る。

- 1 情報連絡体制の整備
- 2 資機材の整備、保有状況の定期的な情報交換
- 3 防災訓練の実施

第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

【各防災関係機関】

各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の危険物施設の関係者は、大量に流出した危険物等の災害予防及び拡大防止に必要な設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。

区 分	設 備 及 び 資 機 材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、作業船等
流出した石油等の回収及び処理	回収装置、油処理剤、油吸着材等
流出した石油等からの火災発生防止	化学消防自動車、化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害の拡大防止	ガス検知器等

〔資料編 1-2-17-1：岩手県沿岸排出油等防除協議会会則〕

第22節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア・リーダー等の養成

【福祉課、宮古市社会福祉協議会】

- 1 市は、宮古市社会福祉協議会と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- 2 日本赤十字社岩手県支部は、日本赤十字社奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- 3 宮古市社会福祉協議会は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。
この場合において、岩手県社会福祉協議会、宮古市社会福祉協議会は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。
- 4 市は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。
 - (1) 地域事情に関すること
 - (2) 要配慮者の状況
 - (3) 要配慮者に対する心構え
 - (4) 避難所の状況
 - (5) 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

第3 防災ボランティアの登録

【宮古市社会福祉協議会】

- 1 宮古市社会福祉協議会は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- 2 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

第4 防災ボランティアの受入体制の整備

【福祉課】

- 1 市は、宮古市社会福祉協議会その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- 2 市本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。
 - (1) 防災ボランティアの受入担当課
 - (2) 防災ボランティアに提供する情報
 - (3) 防災ボランティアに提供する装備、資機材
 - (4) 防災ボランティアの宿泊する施設
 - (5) 防災ボランティアの活動拠点
 - (6) 防災ボランティアとの連絡調整の方法
 - (7) その他必要な事項
- 3 市は、宮古市社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への事前加入について配慮する。

第5 関係団体等の協力

【危機管理課】

- 1 市は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。
 - (1) 自主防災組織
 - (2) 町内会・自治会
 - (3) その他必要と思われる団体
- 2 市は、日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

第23節 事業継続対策計画

第1 基本方針

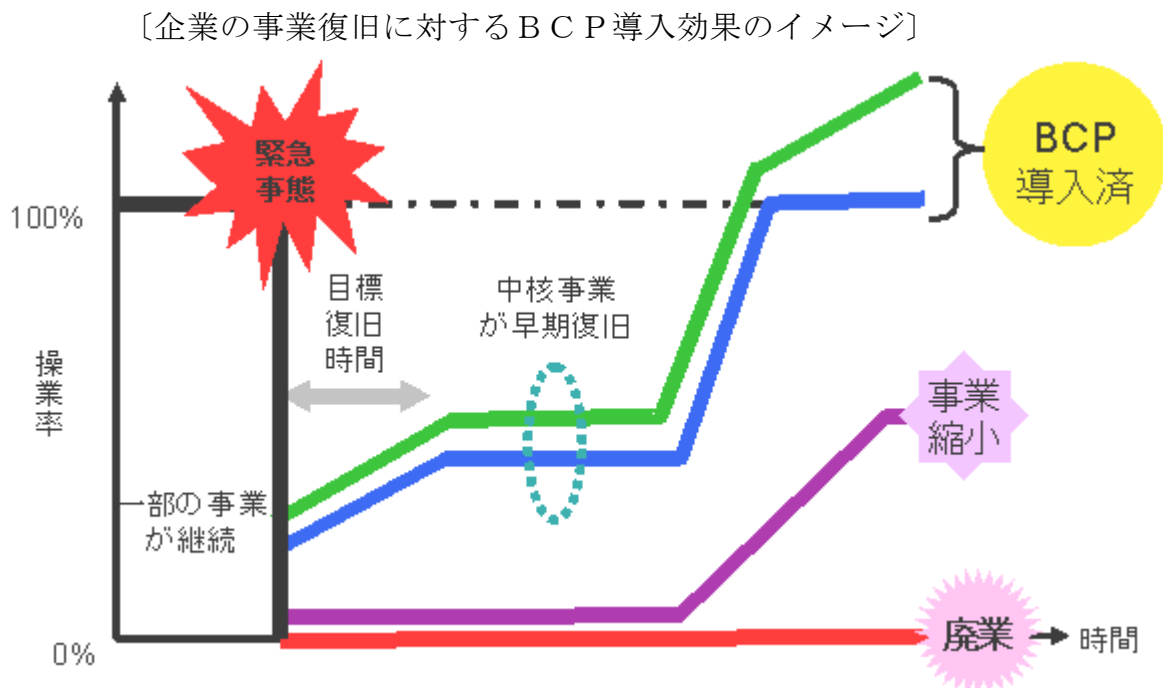
- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するために策定した「宮古市 業務継続計画」が機能するよう職員への徹底を図る。
- 4 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、共同して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 事業継続計画の策定

【産業支援センター、危機管理課】

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するように努める。
- 2 市は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



- 3 市は、災害時に重要業務を継続するため、重要業務の選定、庁舎の耐震化、業務実施に必要な資源の確保、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする「宮古市 業務継続計画」を策定した。
- 災害時に当該計画が機能するよう、職員に対し、その内容の徹底を図る。

第3 企業等の防災活動の推進

【産業支援センター、危機管理課】

- 1 企業等は、県及び市町村との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 2 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第24節 原子力災害予防対策計画

第1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害に対する知識の普及を図るとともに、避難対策、モニタリング、医療保健についてあらかじめ体制の整備を図る。

第2 防災知識の普及

【危機管理課】

市、その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、避難時等の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
 - カ 原子力災害とその特性に関する事項
 - キ 住民に対する防災知識の普及方法
 - ク 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- (1) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌等の活用

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

エ 防災関係資料の作成、配布

オ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し

(2) 防災知識の普及活動は次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要

イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容

ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項

オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識

カ 平常時における心得

① 避難場所、避難道路等を確認する。

② 3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品(救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。

③ いざという時の対処方法を検討する。

④ 防災訓練へ積極的に参加する。

⑤ 災害時の家庭内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

キ 災害時における心得、避難誘導

ク 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや普及を図る。

4 児童、生徒に対する教育

市は、児童、生徒に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

市は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 情報の収集・伝達連絡及び通信確保

【危機管理課】

1 通信施設・設備の整備等

市その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

2 住民等への情報伝達手段の整備

- (1) 市は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 情報伝達手段の整備に当っては、防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メールの活用など、情報手段の多重化・多様化を図る。

第 4 モニタリング

【環境課、各課】

市は、市内の空間線量率の状況並びに市内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性濃度を把握するため、県が実施するモニタリングに協力するほか、必要に応じて自主的な調査を実施する。

第 5 医療・保健活動体制の整備

【健康課】

市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関との連絡体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

1 相談体制の整備

市は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 スクリーニング等実施体制の整備

市は、県外等からの避難者等に対する身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に関して県と情報共有を図るとともに、除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。